



報道関係者 各位

令和3年6月25日

【照会先】

神奈川労働局 労働基準部 安全課
課長 千葉 幸則
地方産業安全専門官 毛利 崇行
(電話) 045(211)7352

令和3年度全国安全週間準備期間における

神奈川労働局労働基準部長による製造業パトロールを実施

— 6月21日(月) 京浜急行電鉄株式会社 久里浜工場 —

神奈川労働局(局長 川口 達三)では、令和3年度(第94回)全国安全週間(7月1日～7月7日)を迎えるにあたり、全国安全週間準備期間中である6月21日(月)に製造業における労働災害防止対策の一環として、神奈川労働局労働基準部長による製造業パトロールを実施しました。

1 趣旨

神奈川県下の製造業における労働災害による休業4日以上之死傷者数は、本年5月末日現在313人と昨年同期の305人に対し、8人増(+2.6%)で推移しており、労働災害の減少傾向が見られない状況です。また、本年は、新型コロナウイルスまん延防止等重点措置期間中における感染症予防対策の徹底が求められています。

神奈川労働局では、全国安全週間(7月1日から7月7日まで)を迎えるにあたり、当局の井上労働基準部長が直接指揮をとって、製造業における労働災害防止対策を推進する趣旨で、安全衛生管理活動を積極的に取り組んでいる製造業事業所へのパトロールを実施いたしました。

パトロール確認結果は、下記のとおりです。

(1) 新型コロナウイルス感染症予防対策

手洗い場における手洗い手順の周知、食堂においては対面席間にシールドの設置、並びに消毒及び黙食の徹底

(2) 転倒防止対策

地盤沈下による床面の段差解消工事、段差を横切る通路を明示する「見える化」の実施

(3) 墜落防止対策

鉄道車両専用作業台の設置、フルハーネス型墜落制止用器具の使用

(4) 熱中症予防対策

暑さ指数(WBGT値)の把握、製氷機、ウォータークーラー及びスポーツドリンクの配置、並びに休憩場所にスポットクーラー及び扇風機の設置

2 パトロールの概要

(1) 日 時 令和3年6月21日(月) 13時30分から15時30分まで

(2) パトロール対象事業所

京浜急行電鉄株式会社 久里浜工場(横須賀市舟倉二丁目4番1号)

(3) 実施者 神奈川労働局職員計5名(労働基準部長、安全課長、健康課長、安全専門官2名)

3 パトロールの状況写真



パトロールに先立ち、参加者が集合し、打合せを行いました。



井上労働基準部長が工場担当者から説明を受けています。



段差を横切る通路を明示する「見える化」により、転倒災害防止に配慮しています。



車両屋根部の専用作業台及び昇降階段の設置により、墜落災害防止に配慮しています。



手動水栓の使い方

- ① 水栓を開けて水を流す
- ② 手を洗う
- ③ ペーパータオルで手をふく
- ④ ペーパータオルで水栓を開めて水を止める
- ⑤ ペーパータオルをごみ箱に捨てる

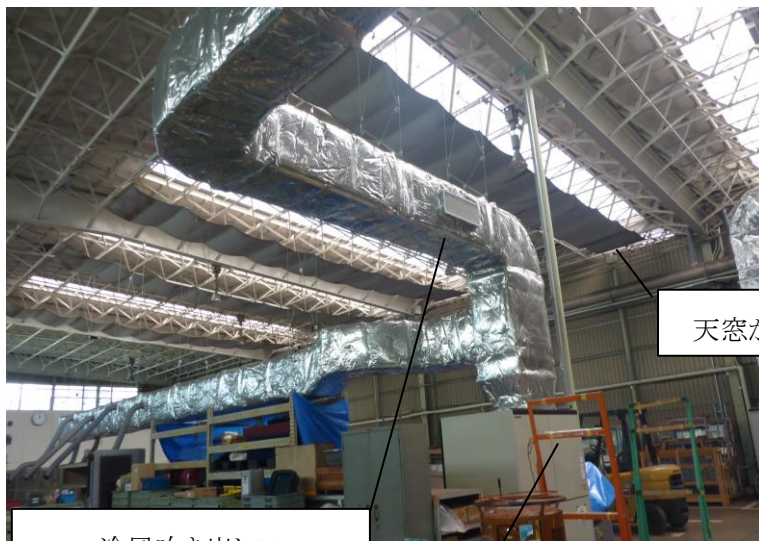
要所に手洗い場所が設置されていました。



食堂の対面席に飛沫防止パーテーションを設置し、新型コロナウイルス感染症予防に配慮しています。



食堂では、黙食を推奨していました。



天窓からの日よけ

冷風吹き出し口

LP ガスを利用した冷風装置

熱中症防止のための工夫例です。

このほか、熱中症対策用の飲料の用意もありました。



緊急事態宣言下における喫煙エリアの取り扱いについて

- (1) 混雑の場合は退出者がいるまで入室しないこと
- (2) 喫煙エリア内は利用者同士で対面しないこと
- (3) 利用時間は最低限とし、利用後は速やかに退出すること
- (4) 喫煙エリア内では会話および電話対応は厳禁とする
- (5) 集中を避けるため、連れ立っての利用は禁止とする

喫煙所でも感染症対策の注意喚起がありました。

